

目 次

津市告示

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

放置自転車等の撤去及び保管

公示送達

公示送達

公示送達

津市公告

令和2年度第4回津市営住宅補充入居者の募集

令和2年12月分津市農用地利用集積計画の決定

開発行為に係る工事の完了

市有財産売却に係る一般競争入札の執行

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市水道料金等未収金管理回収業務委託に係る条件付一般競争入札の執行

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 1 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

路線名 5 2 4 6 片田志袋町久居線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 ( m )	延長 ( m )
津市片田田中町字中尾 1 3 6 8 番 9 地先から津市片田田中町字中尾 1 3 9 9 番 2 地先まで	旧	5.8 ~ 8.0	139.0
津市片田田中町字中尾 1 3 6 8 番 9 地先から津市片田田中町字中尾 1 3 9 9 番 2 地先まで	新	9.6 ~ 33.6	139.0

津市告示第 2 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
5 2 4 6	片田志袋町久居線	津市片田田中町字中尾 1 3 6 8 番 9 地先から津市片田田中町字中尾 1 3 9 9 番 2 地先まで	令和 3 年 1 月 7 日

津市告示第3号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第12条第2項、第13条第2項に基づき撤去し、保管している自転車等につ  
いて、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年1月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和2年12月2日
末広町地内	1	令和2年12月2日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和2年12月7日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和2年12月7日
一身田中野地内	1	令和2年12月7日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	1	令和2年12月18日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和2年12月21日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和2年12月21日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和2年12月23日
津駅西口周辺自転車等放置禁止区域	1	令和2年12月23日
乙部地内	1	令和2年12月23日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和2年12月24日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和2年12月25日
豊が丘一丁目地内	1	令和2年12月25日
相生町地内	1	令和2年12月25日
高茶屋小森町地内	2	令和2年12月25日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059 - 222 - 6307




















注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市公告第1号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第4条第1項の規定により次のとおり公募します。

令和3年1月4日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 令和2年度第4回市営住宅補充入居者募集

### 1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を全て備える者とします。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者若しくは住所を移転し、かつ、定住する意思を有する者又は本市の区域内に勤務場所を有する者若しくは勤務場所を有することとなることが確実な者であること。
- (2) 同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）であること。
- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。
- (4) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者
  - ア A区分住宅 158,000円以下（裁量階層世帯259,000円以下）
  - イ B区分住宅 114,000円以下（裁量階層世帯158,000円以下）

裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。

- (ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
  - b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度
  - c 知的障害 bに規定する精神障害に相当する程度
- (イ) 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者のみである世帯
- (ウ) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がいる世帯
- (エ) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

第 1 1 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者があ  
る世帯

(オ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金  
の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等が  
ある世帯

(カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日か  
ら起算して 5 年を経過していない者がある世帯

(キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

ウ 収入については、申込者及び同居予定者の過去 1 年間における所得税  
法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）の例に準じて算出した所得金額の合計か  
ら次に掲げる額を控除した額を 1 2 で除した額とします。

(ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族 1 人につき 3 8 万円

(イ) 同一生計配偶者で 7 0 歳以上の者又は老人扶養親族 1 人につき 1 0  
万円

(ウ) 特定扶養親族 1 人につき 2 5 万円

(エ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者 1 人に  
つき 2 7 万円（特別障害者の場合は、1 人につき 4 0 万円）

(オ) 申込者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合その寡婦又は寡夫 1  
人につき 2 7 万円（所得金額が 2 7 万円未満である場合には、当該所  
得金額）

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者

(6) 市町村税等を滞納していない者

(7) 申込者又は同居予定者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の  
事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）が暴力団員による不当な  
行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定  
する暴力団員でないこと。

(8) 津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5  
号。以下「条例」といいます。）に基づいて定める家賃及び敷金を支払う  
能力を有する者

## 2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

令和 3 年 1 月 1 2 日（火）から 1 月 1 5 日（金）までの午前 8 時 3 0 分  
から午後 5 時 1 5 分までとします。



## (2) 申込方法

入居申込みは、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからキまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎6階）又は市営住宅課久居分室（ポルタひさい南館1階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年津市条例第40号）第4条第2項又は第3項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができるときは、当該書類の提出に代えることができます。

イ 申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、母子世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ その他必要な書類

## 3 住宅入居申込書の配布

住宅入居申込書は、令和3年1月4日（月）から1月15日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配布します。ただし、土曜日及び日曜日、祝日は除きます。

## 4 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱（平成18年訓第182号）に基づき、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択します。

公開抽選会は、令和3年2月19日（金）の予定です。

## 5 募集住宅及び戸数

(1) A区分住宅

ア	白塚団地	1戸			
	津市白塚町58番地3		鉄筋コンクリート5階建	3DK	
	家賃	17,800円	~	39,500円	
イ	高洲町アパート	1戸	単身世帯可		
	津市高洲町19番32号		鉄筋コンクリート4階建	3DK	
	家賃	10,800円	~	24,900円	
ウ	大井アパート	1戸	単身世帯可		
	津市中河原134番地		鉄筋コンクリート4階建	3DK	
	家賃	11,700円	~	24,800円	
エ	南阿漕2号館	1戸			
	津市阿漕町津興222番地8		鉄筋コンクリート4階建	3DK	
	家賃	15,300円	~	31,800円	
オ	藤方団地	1戸			
	津市藤方297番地		鉄筋コンクリート5階建	3DK	
	家賃	12,600円	~	28,100円	
カ	森団地	1戸	単身世帯可		
	津市森町2134番地		簡易耐火2階建	2DK	
	家賃	7,800円	~	10,300円	
キ	中町団地	1戸			
	津市久居中町365番地		鉄筋コンクリート3階建	3K	
	家賃	10,500円	~	24,200円	
ク	桃里団地A棟	1戸			
	津市戸木町2191番地		鉄筋コンクリート4階建	3DK	
	家賃	18,600円	~	42,800円	
ケ	桃里団地A棟	1戸	車椅子使用世帯用		
	津市戸木町2191番地		鉄筋コンクリート4階建	3DK	
	家賃	18,600円	~	42,800円	

(2) B区分住宅

ア	朝夕アパート	1戸	単身世帯可		
	津市下弁財町津興802番地		鉄筋コンクリート4階建	2DK	
	家賃	7,600円	~	11,300円	
イ	西城山アパート	1戸	単身世帯可		

津市城山三丁目10番5-302号 鉄筋コンクリート4階建 2DK

家賃 8,900円 ~ 13,200円

家賃は、令和2年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に応じた家賃となります。

また、令和3年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

#### 6 入居の時期

令和3年3月上旬の予定です。

津市公告第2号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年1月8日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年1月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

令和2年12月28日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市芸濃町棕本字念佛田4464番4の一部、字北沢4467番2ほか6筆及び字百々5022番9ほか3筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市芸濃町棕本5022番地の4

有限会社丸藤建設

代表取締役 増地 藤之

津市公告第4号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和3年1月14日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 市有財産売却に係る一般競争入札

(2) 売却物件の概要

物件番号及び区分番号	物件の種類	物件の所在	地目又は種類	地積又は延床面積	備考
1	土地	津市八町二丁目171番1	宅地	184.23 m <sup>2</sup>	市街化区域 第一種住居地域
		津市八町二丁目172番1	宅地	346.83 m <sup>2</sup>	
	建物	津市八町二丁目172番地1及び171番地1	集会所	300.85 m <sup>2</sup>	昭和47年築鉄筋コンクリート造陸屋根2階建附属建物2棟(車庫及び倉庫)あり
2	土地	津市津興字港中道南363番61	宅地	241.36 m <sup>2</sup>	市街化区域第二種中高層住居専用地域
3	土地	津市久居北口町字駒ヶ谷1065番4	宅地	561.51 m <sup>2</sup>	市街化調整区域
4	土地	津市白山町中ノ村字古町145番6	宅地	353.01 m <sup>2</sup>	都市計画区域外
5	土地	津市幸町2386番	宅地	514.48 m <sup>2</sup>	市街化区域第一種住居地域
	建物	津市幸町2386番地	公民館	445.78 m <sup>2</sup>	昭和47年築鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
6	土地	津市一志町波瀬字若園2192番13	宅地	39.03 m <sup>2</sup>	都市計画区域外
	建物	津市一志町波瀬字若園2192番地13	車庫	36.72 m <sup>2</sup>	昭和48年築鉄骨造スレートぶき2階建

(3) 売却物件に関する事項

入札参加者は、次に掲げる売却物件に関する事項いずれについても、十分に理解し、了承しているものとします。

ア 各物件共通

- (ア) いずれの物件についても、現状での引渡しとなります。現状とは、土地、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等を含め売却物件の現在における状況の姿のままを意味し、老朽化や損傷等の不具合がある場合や第三者が所有する建物、工作物、立木等が越境又は占有している場合であっても、そのまま引き渡しを行います。
- (イ) いずれの物件についても、特段の記載事項がない限り、地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査は実施しておらず、現在本市においてこれらの存在を認知していません。購入後にこれらが判明又は発生した場合でも、本市は責任を負わず、売却代金の減額には応じず、また、撤去、回復等に要する費用、損害賠償等の一切を負担しません。

#### イ 物件番号 1

- (ア) 土地及び建物を一体として売却します。敷地内には、主である建物の集会所のほか附属建物である車庫及び物置があります。
- (イ) 車庫及び倉庫は、耐震性能が不足する可能性があるため、購入者の判断において必要に応じ耐震診断調査及び耐震補強工事を実施してください。
- (ウ) 建物は、劣化及び損傷が進行しており、雨漏り等の不具合が見受けられるため、現状のまま利用ができない可能性があります。本市は修復に要する費用の一切を負担しません。
- (エ) 敷地内には、都市ガスを引き込むための導管が埋設されており、劣化が進行していますが、本市は導管の更新に要する費用の一切を負担しません。
- (オ) 敷地内には、植栽のほか、フェンス、ブロック塀等の工作物があります。
- (カ) 敷地西側には、隣接土地へ通じる空中線があります。

#### ウ 物件番号 2

- (ア) 敷地の東側に隣接している津市津興字港中道南 3 6 3 番 4 の一部は、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）に定める道路に該当しません。
- (イ) 敷地の北側に隣接している水路は、本市が管理する水路ですが、現在暗渠化する予定はありません。

#### エ 物件番号 3

- (ア) 敷地北東角には、電力会社が管理する電力柱がありますので、買受人にて電力会社に対し所有者変更の手続きを行ってください。



- (イ) 敷地北東角の電力柱には、道路標識が附帯しています。
- (ウ) 敷地近傍には、市営住宅団地及び住宅があります。買受人は土地の利用にあたり、周辺の住環境に十分配慮してください。
- (エ) 敷地北側に隣接する通路部分は、市営住宅敷地内の通路であり、道路法に定める道路に該当しません。
- (オ) 敷地北側の土地境界付近には、空中線が東西方向に通過しています。

#### オ 物件番号 4

- (ア) 敷地内には、電力等引き込み用コンクリート柱 1 本及び引き込み線 1 条があります。
- (イ) 敷地上には、診療所建物が存在しましたが、令和元年 1 2 月に解体撤去されています。
- (ウ) 敷地南側には、井戸がありましたが、令和元年 1 2 月の診療所建物解体撤去の際に埋め戻されています。
- (エ) 敷地北側及び西側には土地境界に沿って水路が設置されています。なお、敷地西側の水路は、土地境界を跨いでおり、西側隣接土地所有者と共用する水路となっています。
- (オ) 敷地東側に隣接する道路部分には、コンクリートの構築物があります。
- (カ) 敷地東側の土地境界付近には、空中線が南北方向に通過しています。

#### カ 物件番号 5

- (ア) 土地及び建物を一体として売却します。
- (イ) 敷地には、公民館建物のほか、門扉、自転車置場等の工作物があります。
- (ウ) 敷地西側のフェンス及びブロック塀並びに敷地北側のブロック塀についても売却物件に含まれます。

#### キ 物件番号 6

- (ア) 土地及び建物を一体として売却します。
- (イ) 建物は、耐震性能が不足する可能性があるため、購入者の判断において必要に応じ耐震診断調査及び耐震補強工事を実施してください。
- (ウ) 敷地内には、建物のほかホース乾燥塔があります。

## 2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職（同条第3項第1号及び第2号に該当する者に限ります。）に属する津市職員である者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (4) 本市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフオク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人
- (7) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (8) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
- (9) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (11) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
- (12) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (13) 20歳未満の者
- (14) 日本語が理解できない者
- (15) 日本国内に住所及び連絡先がない者

### 3 入札参加申込み

- (1) 入札参加仮申込み

ア 仮申込期間

令和3年1月14日(木)午後1時から同年2月3日(水)午後2時まで

イ 仮申込みの方法

ヤフオク!が提供するインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます。)で行ってください。

(2) 入札参加申込み(本申込み)

ア 申込期間

令和3年1月14日(木)午後1時から同年2月15日(月)午後2時まで

イ 申込みの方法

仮申込みを行った後、(3)の書類を津市政策財務部財産管理課へ提出してください。

(3) 入札参加申込みに伴う提出書類

ア 公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(以下「申込書」といいます。)

津市ホームページから所定の様式を出力し、実印を押印してください。

イ 住民票の写し(法人の場合は、商業登記簿謄本)

ウ 印鑑登録証明書(法人の場合は、印鑑証明書)

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書で該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 委任状(代理人により入札に参加する場合のみ)

代理人により入札に参加する場合は、受任者及び委任者のイ及びウが必要になります。

カ 共同入札等申出書(一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札参加する場合のみ)

提出書類のうち、イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において発行後3月以内の原本に限ります。

複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、オ及びカについては物

件ごとに1部提出してください。イ、ウ及びエについては、1部のみ提出してください。

不動産を共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出してください。

一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

#### 4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金

(1) 予定価格と入札保証金の額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金 の額
1	津市八町二丁目 171 番 1 及び 172 番 1	19,704,700 円	1,970,470 円
2	津市津興字港中道南 363 番 61	4,567,100 円	456,710 円
3	津市久居北口町字駒ヶ谷 1065 番 4	7,458,500 円	745,850 円
4	津市白山町中ノ村字古町 145 番 6	2,619,500 円	261,950 円
5	津市幸町 2386 番	29,804,700 円	2,980,470 円
6	津市一志町波瀬字若園 2192 番 13	853,875 円	85,388 円

(2) 入札参加希望者は、入札保証金として、前号の表右欄に掲げる金額を令和3年2月15日(月)午後2時までに、本市が指定する金融機関の口座に納付してください。口座番号等については、入札参加仮申込手続を本市が確認した後、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに電子メールでお知らせします。

(3) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、申込書にて指定された口座への振込みにより返金します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。

(4) 入札保証金に納入から返金までの期間に係る利息は付しません。

(5) 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金(契約保証金)は、本市に帰属することとなります。

#### 5 入札及び開札

(1) 入札期間

令和3年2月18日(木)午後1時から同月25日(木)午後1時まで

(2) 開札

令和3年2月25日(木)午後1時以降に行います。

(3) 入札方法

売却システムから入札価格を登録(一度のみ可能)することにより入札を行います。入札価格の登録は、予定価格(最低入札価格)以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱い

入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6 落札者の決定

(1) 売却システムでの入札において、本市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。

(3) 落札者には、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

(4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、物件の所有権は落札者に移転しません。

7 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は本市と契約を締結します。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を令和3年3月17日(水)午後5時15分までに本市に提出してください。

ア 契約書

本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼り付けた上で、2部とも提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。契約は、本市が、落札者より返送された契約書に記名・押印したときに確定します。

- イ 契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書
- ウ 市町村が発行する身分証明書（法人の場合は不要）
- エ 所有権移転登記嘱託請求書
- オ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書  
登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	登録免許税額 (土地及び建物)
1	津市八町二丁目 171 番 1 及び 172 番 1	532,800 円
2	津市津興字港中道南 363 番 61	68,400 円
3	津市久居北口町字駒ヶ谷 1065 番 4	105,100 円
4	津市白山町中ノ村字古町 145 番 6	31,800 円
5	津市幸町 2386 番	642,900 円
6	津市一志町波瀬字若園 2192 番 13	13,400 円

提出書類のうちイ及びエについては、津市ホームページから印刷できます。

## 8 契約保証金

- (1) 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売却代金に充当します。
- (2) 落札者が売却代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を解除した場合は、契約保証金は本市に帰属します。

## 9 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

### (1) 契約不適合責任に係る条件

買受人が、契約締結後及び所有権移転後において、売買物件に係る 1 (3) に関する事項及び当該事項以外の次に掲げる品質上の問題を発見しても、買受人は、本市に対し、追完、代金減額、契約の解除並びに損害賠償を請求し、又は契約を取り消すことができません。

- ア 土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物の存在
- イ 設備におけるP C Bの含有
- ウ 土地の陥没
- エ その他品質上の問題

(2) 定着物撤去等の行為に係る条件

買受人が、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに物件の造成及び整地を必要とする場合であっても、本市は、当該行為に係る費用の一切を負担しません。

なお、買受人が当該行為を行おうとするときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の法令に基づき適切に撤去を行わなければならないものとします（買受人が当該行為につき第三者をして行おうとするときも同様とします。）。

(3) 紛争の解決

物件を本市の許可なく第三者が占有している場合は、買受人が解決を図るものとします。

(4) 用途制限

買受人が、物件を次に掲げる用途に供した場合は、本市は当該物件を買戻しすることがあります。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

ア 暴力団の事務所の用途

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に係る用途

(5) 契約の解除

本市は、買受人が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する場合があります。

ア 買受人又は買受人の役員等（法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及

びその者の支配人をいいます。以下同じ。)が次に掲げる者であると認められるとき。

(ア) 暴力団員

(イ) 暴力団関係者(暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいいます。)

イ 買受人の経営又は運営に暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」といいます。)が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいいます。)と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

エ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 買受人が市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していると認められるとき。

キ この契約に定める義務を履行しないとき。

(6) 買受人は、(5)による契約の解除により損害を受けた場合においても、本市に対してその補償を請求できません。

(7) 買受人は、(5)により、本市が契約を解除したときは、買受人の負担で物件を原状に復して本市の指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、本市が特に認める場合はこの限りではありません。

(8) 危険負担の特約

買受人は、契約締結から物件の引渡しまでの間において、本市の責めに帰することのできない事由により物件が滅失又はき損した場合であっても、売買代金の支払いを拒絶し、又は契約の解除を行うことができません。

## 10 売却代金の支払期限及び支払方法

売却代金(売却代金から契約保証金を差し引いた残額)は、令和3年3月19日(金)午後5時15分までに、次の各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により本市へ納付しなければなりません。



- (1) 本市が用意する納付書による本市が指定する金融機関窓口からの納付
- (2) 本市が指定する金融機関の口座への振込みによる納付
- (3) 現金の直接持参（持参したその日に納入手続を行いますので、開庁日の午後2時まで、津市政策財務部財産管理課へ持参してください。）

#### 11 所有権の移転・引渡し

- (1) 売却代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、移転完了後に物件を引き渡すものとします。
- (2) 物件の所有権の移転登記は本市が行います。なお、所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

#### 12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、全て落札者の負担となります。

- (1) 印紙税（印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づき、印紙税に相当する金額の収入印紙を契約書に貼り付けてください。）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) 所有権移転後の公租公課
- (5) 物件引渡し後に必要となる費用
- (6) その他契約に要する費用

#### 13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、本公告の内容全てについて十分に理解し、了承しているものとします。入札に参加しようとする方は、1から12までの事項のほか次の各号に掲げる事項について了承の上で申込みを行ってください。

- (1) 入札参加申込みに当たっては、1(2)及び(3)に掲げる売却物件に関する事項を確認するほか、入札参加者において公簿等の閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。
- (2) 売却物件において建物の建築、建替え等が可能かどうかについては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、三重県建築基準条例（昭和46年三重県条例第35号）等に基づき指導等がなされる場合がありますので、入札参加者においてあらかじめ関係機関に確認しておいてください。
- (3) 購入後敷地への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法、都市計画

- 法、道路法その他の関係法令に従い、購入者の負担により行ってください。
- (4) 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。
  - (5) 共有する目的で申込みをする場合、共同入札者全員が入札参加の資格を有する必要があります。
  - (6) 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。
  - (7) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファクスを含みます。）等による申込みの受付は行いません。
  - (8) 入札参加申込手続きが完了したときは、あらかじめ Yahoo!JAPAN ID で認証されたメールアドレスに、「本申込完了」に係る電子メールを送信します。
  - (9) 物件に係る現地説明会等は開催しません。なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。
  - (10) 入札参加申込みを行ったすべての者の氏名（名称）、入札価格等入札に関する結果を公表することがあります。

#### 問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課財産活用担当

電話番号 059 - 229 - 3126

## 津市公告第 5 号

津市白山町川口の一部の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和 3 年 1 月 15 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 地図及び簿冊の名称

大広 地区及び大広 - 1 地区の地籍図及び地籍簿案

### 2 閲覧期間

令和 3 年 1 月 15 日から同年 2 月 4 日までの 20 日間

上記期間のうち、同年 1 月 31 日及び同年 2 月 1 日については、白山総合支所にて行います。同年 1 月 15 日から同月 30 日までの期間のうち土曜日及び日曜日を除く日及び同年 2 月 2 日から同月 4 日までの期間については、津市役所本庁舎 5 階建設部用地・地籍調査推進課にて行います。

### 3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

### 4 閲覧場所

津市役所本庁舎 5 階建設部用地・地籍調査推進課又は白山総合支所

### 5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

## 津市公告第 6 号

津市美杉町下之川の一部の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和 3 年 1 月 15 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 地図及び簿冊の名称

鴉谷地区の地籍図及び地籍簿案

### 2 閲覧期間

令和 3 年 1 月 15 日から同年 2 月 4 日までの 20 日間

上記期間のうち、同年 1 月 24 日及び同月 25 日については、下之川地域住民センターにて行います。同月 15 日から同月 23 日までの期間及び同月 26 日から同年 2 月 4 日までの期間のうち、土曜日及び日曜日を除く日については、津市役所本庁舎 5 階建設部用地・地籍調査推進課にて行います。

### 3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

### 4 閲覧場所

津市役所本庁舎 5 階建設部用地・地籍調査推進課又は下之川地域住民センター

### 5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市上下水道事業公告第1号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年1月4日

津市上下水道事業管理者 田村 学

別紙のとおり

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年1月4日	工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和2年度下施雨水第1-3号 白塚新町ポンプ場3号沈砂池しゅんせつ業務委託			
工事場所	津市 白塚町	地内		
工事概要	機械しゅんせつ工 33m3			
工 期	契約締結の日から <b>令和3年3月5日</b> まで			
発注業種	しゅんせつ			
参加資格 に関する 事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者との兼務可)		
その他要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること</li> <li>・しゅんせつ機械(強力吸引車)を有すること</li> <li>・経営事項審査において当該業務に係る年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成30年10月1日~令和元年9月30日)</li> </ul>			
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年1月18日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年1月18日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	令和3年1月7日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年1月13日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) F A X 059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年1月18日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開札日時 及び場所	<b>令和3年1月21日 午前9時00分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	<b>1,092,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	無			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

津市上下水道事業公告第2号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和3年1月12日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務委託名

津市水道料金等未収金管理回収業務委託

### (2) 業務委託の概要

#### ア 趣旨

本業務委託は、津市の水道料金及び再開栓手数料の未収金管理回収業務を弁護士（弁護士法人を含みます。）に委託することにより、法律の専門家である弁護士の客観的な視点で判断し、効率的かつ効果的な債権管理、回収を図るものです。

#### イ 業務委託の対象となる債権見込額及び見込件数

業務委託の対象となる債権見込額は、総額で約4億1,000万円（会計上の不納欠損債権である約3億8,000万円も含みます。）で、見込件数としては、約21,000件（会計上の不納欠損債権である約19,000件も含みます。）とします。

#### ウ 業務の詳細

別紙仕様書のとおりとします。

### (3) 業務の履行期間

契約締結日から令和4年5月31日まで

ア 本業務委託の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」といいます。）第167条の17及び津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年津市条例第319号）第2条第2号に基づく長期継続契約とします。

イ 本業務委託の契約は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2に基づく地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の委託契約とします。

ウ 津市は、本業務委託の契約の締結の日の属する年度以降において、津市の収入及び支出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

### (4) 本業務委託の委託料

本業務委託の委託料は、完全成功報酬制とし、官公署に対する照会や郵送に係る費用その他諸費用は、すべて成功報酬に含めるものとします。

また、委託料は、本業務委託に係る実績報告書の内容を津市が確認した



上で、収納金額が津市に払い込まれたことを確認した後、当該収納金額に成功報酬率を乗じて算定された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）の委託料を、請求書受理後30日以内に津市は各月毎に支払うものとしします。

## 2 入札の参加者に必要な資格

入札の参加資格要件は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者としします。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税を完納している者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。）
- (4) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者
- (5) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止期間中でない者
- (6) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の規定に基づく弁護士名簿に登録された弁護士又は同法第30条の2第1項の規定に基づき設立された弁護士法人であって、同法第56条第1項の規定に基づく懲戒を受けていない者
- (7) 直近10箇年（平成22年度以降）の間に、地方公共団体及び地方公営企業法第39条の2に規定する企業団から受託した、弁護士法第72条に規定する法律事務による債権管理回収業務の実績（1年以上かつ1年間に200件以上の支払催告件数の実績）を有する者

## 3 入札の参加申込みに係る書類の配付

- (1) 期間

令和3年1月12日(火)から同年1月27日(水)まで(土日祝日を除きます。)

(2) 場所

津市上下水道管理局 営業課

(〒514-0073 津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階)

(3) 時間

上下水道庁舎開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 上記以外の配付

インターネットによるダウンロードサービス

(津市ホームページ トピックス <http://www.info.city.tsu.mie.jp>)

4 本件入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

令和3年1月18日(月)午後5時15分(必着)

イ 提出場所

津市上下水道管理局 営業課

(〒514-0073 津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階)

ウ 提出方法

仕様書等に関する質問書(第1号様式)に質問内容を記入の上、提出場所に持参、郵送、電子メール又はFAX(電子メールの場合は、押印が分かるように第1号様式をPDFファイル等に複写してください。)により提出してください。

《送信先》

電子メール 237-5805@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-237-5819

エ その他

電話・口頭等による質問、提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印のない質問書は受け付けません。

また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話等で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和3年1月21日(木)

## イ 回答方法

津市ホームページの「事業者のみなさまへ」「入札・契約」「物件・業務委託関係（上下水道事業）」「発注情報（物件・業務委託）」において公開します（質問者名は非公開とします。）。

また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様等についての不明を理由とした異議の申し立て及び回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

## 5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期限までに当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

### (1) 提出期限

令和3年1月27日（水）午後5時15分（必着）

なお、この提出期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送による、未達等のトラブルに関して津市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

### (2) 提出場所

津市上下水道管理局 営業課

（〒514-0073 津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階）

### (3) 提出方法

提出場所に持参又は郵送によるものとし、郵送の場合においては、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとします。

### (4) 提出書類

提出書類は、次のアからクまでとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日前3箇月以内に発行されたもの）を提出することとし、「（写し可）」と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小してください。）で、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって提出することは差し支えない

ものとしします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エからカまでの書類を省略することができますので、アの条件付一般競争入札参加資格審査申請書の3の にレ点を入れてください。

また、申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 完納証明書等（アの申請書の提出日前3箇月以内に証明されたものに限ります。）（写し可）

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3）

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税の完納証明書を提出してください。

なお、支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税の完納証明書を提出してください。

また、新規に支店等を開設した場合は、「法人等開設届（写）」を添付してください。

なお、地方公共団体において完納証明書が発行できない場合は、滞納がないことを証する書面を提出してください。

エ 登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書。ただし、法人の場合に限ります。）

オ 印鑑証明書（写し可）

カ 使用印鑑届（第4号様式）

入札、見積り及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したものを提出してください。

キ 弁護士の資格及び弁護士会への登録が分かる書類並びに現に懲戒を受けていないことが分かる書類（写し可）

ク 業務実績届出書（第5号様式）、当該業務委託契約書等（仕様書を含みます。）の写し及び委託業務完了確認書等の業務が完了したことのわかる書類（写し可）

(5) 入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和3年2月3日までに条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第6号様式）に入札書（第7号様式）及び入札者確認票（第8号様式）を同封し、通知するものとします。なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

## 6 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書を封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとしますが、下記「(1) 入札書の郵送期間」の期限までに間に合わない場合に限り、当課への持参を可とします。

### (1) 入札書の郵送期間

資格審査確認結果通知書受領の日から令和3年2月8日（月）午後5時までに必着

### (2) 入札書の郵送提出先

〒514-0073

津市殿村5番地 津市上下水道庁舎 津市上下水道管理局 営業課

## 7 開札の日時及び場所

### (1) 日時

令和3年2月10日（水）午後2時から

### (2) 場所

津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階 入札室

## 8 入札保証金

入札保証金は免除とします。

## 9 入札の無効

津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

## 10 契約保証金

契約の締結に際し、債権収納見込額800万円に成功報酬率を乗じて得た額に1.10を乗じた金額の100分の10以上の契約保証金を納入しなければなりません。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

## 11 その他注意事項

(1) 入札者確認票（第8号様式）は、郵便による入札の場合は提出を不要と

します。ただし、入札書を当課へ持参する場合には提出を要しますので、その際は、入札書と同封はせず、別に提出してください。

- (2) 入札に当たっては、入札書（第7号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額及び成功報酬率を鮮明に表示し、封筒（津市条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合わせ部分（原則3か所）に封印をしてください。

入札金額は、債権収納見込額800万円に、成功報酬率を乗じて得た額（消費税及び地方消費税を除きます。）をもって表示してください。

なお、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

また、契約については成功報酬率によるものとします。

- (3) 落札者の決定は、予定価格の範囲内において、入札金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が最低価格となった入札者とし、最低価格入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (4) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。

- (5) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (6) その他入札の参加者は、別添「津市条件付一般競争入札参加者心得（郵便入札）」に留意の上、入札を行ってください。

【問い合わせ先】

〒514-0073

三重県津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階  
津市上下水道管理局 営業課 料金担当

電話番号 059-237-5805

FAX 059-237-5819

メールアドレス [237-5805@city.tsu.lg.jp](mailto:237-5805@city.tsu.lg.jp)

## 津市水道料金等未収金管理回収業務委託仕様書

### 1 業務委託名

津市水道料金等未収金管理回収業務委託

### 2 業務委託の目的

本業務委託は、津市の水道料金及び再開栓手数料（以下「水道料金等」という。）の未収金管理回収業務を弁護士（弁護士法人を含む。以下「受注者」という。）に委託することにより、法律の専門家である弁護士の客観的な視点で判断し、効率的かつ効果的な債権管理、回収を図ることを目的とする。

### 3 業務委託に関する事項

#### (1) 業務委託の対象となる債権

水道料金等の未収金（会計上の不納欠損債権も含む。）のうち、以下のアからエに該当するものとする。

ア 未納者が、当該未収金に係る水道の使用場所から転居、移転等している場合で、転居等から約4か月間、督促、催告等を行っても納付されないもの

イ 建物全体の水道料金を一括で請求している住宅専用集合住宅又は店舗併用集合住宅、水道メーターが建物内に設置されているもの等、給水停止の執行が困難なもの

ウ 未収金が高額なもの、長期間に及ぶ未納のもの、常習的に未納を繰り返すもの、未納者等が悪質なもので、未収金の回収が困難なもののうち、本業務を活用することで、より効果的に未収金の回収が見込めると津市が判断したもの

エ その他、津市が指定するもの

#### (2) 委託する業務内容

##### ア 催告業務

未納者等に対して催告に関する文書の郵送又は電話連絡等により、未収金の支払を促しても応じない場合は、反復かつ継続して催告すること。

また、必要に応じて内容証明郵便による催告書を送付すること。催告の経過については詳細に記録すること。

なお、電話連絡等による催告にあっては未納者等が脅威を感じることはないよう十分に配慮した上で、支払交渉を円滑に進めること。

##### イ 未納者との支払相談

未納者等から未収金の支払方法について相談があった場合は、未納者等に未収金の支払は全額一括が原則であることを十分に理解させ、未収金の全額一括での回収に努めること。ただし、未収金の全額一括の支払が困難であるとの相談があった場合は、支払能力を考慮した上で、未納者等に分割納付等を書面により誓約させることにより、効果的な未収金の回収に努めること。

#### ウ 未納者に関する調査

居所不明かつ、5万円以上の未納者については、転居・転出先の住民票、戸籍、財産等の照会を行うこと。

#### エ 支払督促、少額訴訟及び訴訟（以下「訴訟等」という。）

津市が認めた債権に係る訴訟等においては、受注者を訴訟代理人として、事件ごとに受注者と別途委任契約を締結するため、受注者は訴訟等の各種手続、関係書類の作成、事務処理等を行うこと。

また、訴訟等に係る裁判所への申立手数料等は別途津市が受注者に支払うものとする。

#### オ 未収金回収業務

未収金回収については、未納者等から受注者の指定する口座への振り込みとする。未収金を回収した場合にあっては、受注者において毎月末日締めで一旦集約し、実績報告書を津市に提出した後、提出日より5日以内に津市の指定する口座へ納付するものとする。ただし、津市と受注者の協議により、当該納付方法を変更することがあるものとする。

また、業務委託の対象となる債権のうち未納者等から津市へ直接支払われた収納金については津市にて収納金を保持し、津市が直接収納した金額及び未納者氏名等を受注者へと速やかに通達するものとする。

なお、履行期間中の毎年3月に回収した未収金については当該年の3月31日までに、令和4年5月に回収した未収金については令和4年5月31日までに津市への入金完了されたことが確認できる状態になるように納付すること。

#### カ 対象債権の内、次に掲げる事由が生じた債権（以下「特定事由債権」という。）を津市に返却する業務

特定事由債権については津市に返却することができるものとする。返却する場合、その理由のわかる書類を添付すること。

(ア) 消滅時効の援用がなされたとき

(イ) 破産開始の申立て、個人再生開始の申立て又はこれらの手続について弁護士から受任通知を受けたとき



- (ウ) 対象者の代理人として法律職が介入してきたとき
  - (エ) 対象者の死亡が判明し、相続放棄若しくは相続人が不明であることが判明したとき
  - (オ) 郵送による催告を2回以上、電話連絡による催告を3回以上行ってもなお回収の見込みがないと受注者が判断したとき
  - (カ) その他返却をすることが適当であると津市が認めたとき
- (3) 実績報告等

毎月末時点における当該業務委託内容の実績報告書（委託した債権のうち津市へ直接支払われた収納金についても受注者による回収金額の実績に含めるものとする。）を翌月の10日（当該日が土曜日、日曜日及び祝日に当たる場合はその翌日。）までに提出すること。なお、履行期間中の毎年の3月に回収した未収金については当該年の3月31日までに、令和4年5月に回収した未収金については、令和4年5月31日までに実績報告書を提出すること。内容については以下のとおりとする。

また、未納者等とのトラブル、苦情等及び新たに知り得た未納者の情報については、随時報告すること。

- ア 月実績報告（支払催告件数、催告方法、回収件数、回収金額（委託費の額の積算を含む。））
- イ 個別明細報告（回収日、対象者の水栓番号、氏名及び住所、回収対象年月、回収金額、その他津市が指定する事項。）
- ウ 特定事由債権報告（返却日、返却理由、返却理由のわかる書類、対象者の水栓番号、氏名及び住所、対象年月、特定事由債権金額、その他津市が指定する事項。）

(4) 委託契約

ア 委託契約期間

契約締結日から令和4年5月31日までとする。

イ 委託料

- (ア) 受注者から提出された実績報告書の内容を津市が確認した上で、納付金額が実績報告書のとおり津市に払い込まれたことを確認した後、当月回収金額に成功報酬率を乗じて算定された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）の委託料を、請求があった日から30日以内に津市は受注者へ各月毎に支払うものとする。
- (イ) 3 - (2) - エにより、津市と受注者が別途訴訟委任契約を締結した場合にあっては、訴訟等の以後において、委託契約期間内に当該未収金

が回収（未収金の一部の回収を含む。）できた場合に限り、津市はイ - (7)に定める委託料を受注者に支払うものとする。

(ウ) 未納者が、未収金を津市へ直接払い込んだが、令和4年5月31日付で入金が完了したことを津市が料金システム上で確認できない場合は、当該回収金は委託料の支払の対象外とする。

(I) 受注者が3 - (2) - イにより未納者との間で分割納付に応じた場合、本業務の終了後に未納者等から支払われた分割未収金については委託料の支払の対象外とする。

(5) 提供する情報等

津市が提供する情報は、水栓番号、未納者の氏名、住所、電話番号、未収金額その他債権回収に必要な情報とする。

#### 4 その他

(1) 業務実施にあたっては、津市の条例、規則、その他関連する法令等を遵守し、津市担当職員の指示のもとで、誠実に業務を履行すること。

(2) 個人情報の取扱いについては、細心の注意を払うとともに個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(3) 業務にあたっては、受注者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合は、受注者の負担により対処するものとする。

(4) 法令等に基づき、関係書類の整理に努め、適切に保管すること。

(5) 回収した未収金を津市へ納付するまでの管理は受注者の責によるものとし、津市は受注者が回収した未収金の紛失、盗難等に何ら責を負わないものとする。

(6) 本業務の履行において発生した未納者等からの苦情及び未納者等とのトラブルについては、受注者の責において適切かつ円満に解決すること。

(7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方の協議により決定するものとする。

## 仕様書等に関する質問書

令和 年 月 日

(あて先) 津市上下水道事業管理者

所在地

商号(名称)

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

印

## 件名 津市水道料金等未収金管理回収業務委託

上記案件に係る仕様の内容等に関して、次のとおり質問いたします。

仕様書等の箇所	質問内容

(注意) 仕様について質問がある場合は、質問書の提出期限(令和3年1月18日(月)午後5時15分)までに、この用紙に質問内容を明確に記載し、津市上下水道管理局営業課料金担当(津市上下水道庁舎2階)へ提出すること。FAX(059-237-5819)及び電子メール(237-5805@city.tsu.lg.jp)により提出する場合は、提出期限時刻までの必着とし、必ず着信を確認すること。なお、電子メールの場合は、標題を「仕様書に関する質問書」「津市水道料金等未収金管理回収業務委託」とし、担当者氏名、電話番号、メールアドレスを明記したうえで質問すること。(電子メールの場合は、押印がわかるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。)

また、電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎて提出された質問及び質問回答に対する再質問については、原則受け付けません。

質問に対する回答は、令和3年1月21日(木)に津市ホームページで公開します。(質問者名は非公開とします。)入札に参加される場合は、必ず回答の内容を確認してください。入札後において、仕様書の内容の不明を理由に異議を申し立てることはできませんので、不明な点がある場合は、必ず上記のとおり提出期限までに質問書を提出してください。

(仕様に関する質問ではなく、意見の表明と解されるものについては回答しません。)

条件付一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

(宛先) 津市上下水道事業管理者

所在地

商号(名称)

代表者氏名

印

令和 3 年 1 月 1 2 日付けで公告のあった津市水道料金等未収金管理回収業務委託に係る条件付一般競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて次のとおり当該入札参加資格の審査を申請します。

なお、条件付一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 件 名 津市水道料金等未収金管理回収業務委託

2 添付書類

(1) 宣誓書(第 3 号様式)

(2) 完納証明書等

(3) 登記事項証明書(全部証明書) 法人の場合

(4) 印鑑証明書

(5) 使用印鑑届(第 4 号様式)

(6) 弁護士の資格及び弁護士会への登録が分かる書類並びに現に懲戒を受けていないことが分かる書類

(7) 業務実績届出書(第 5 号様式)、当該業務委託契約書等(仕様書を含みます。)の写し及び委託業務完了確認書等の業務が完了したことのわかる書類(写し可)

3 その他

津市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、左の にレ点をいれてください「添付書類(3)~(5)の書類を省略できます。」。

令和 年 月 日

(宛先) 津市上下水道事業管理者

所在地

商号(名称)

代表者氏名

印

宣誓書

津市水道料金等未収金管理回収業務委託に係る条件付一般競争入札の参加に当たり、下記のことについて事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64号の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- 3 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者であること。

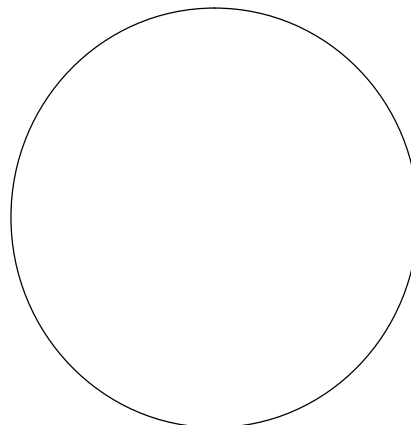
使用印鑑届

使用印



(会社印)

使用印



(代表者印)

上記の印鑑は、入札に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領、その他契約に関して使用したいので届け出ます。

令和 年 月 日

所在地

商号(名称)

代表者氏名

実印

## 業務実績届出書

(宛先) 津市上下水道事業管理者

令和 年 月 日

所在地

商号(名称)

代表者氏名

印

津市水道料金等未収金管理回収業務委託に係る条件付一般競争入札の参加に当たり、下記のとおり業務実績を届け出します。

業務名	発注元	期間	内容

(注意) 平成22年度以降に、地方公共団体及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条の2に規定する企業団との間で、弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条に規定する法律事務による債権管理回収業務の受託実績について記載し、内容については、債権の種類、受託した債権の件数及び金額、徴収金額を記入してください。

下記の書類を添付してください。

- ・当該業務委託契約書等(仕様書を含む。)の写し
- ・委託業務完了確認書等の業務が完了したことのわかる書類(写し可)

# 津市条件付一般競争入札参加者心得（郵便入札）

津 市

本市の条件付一般競争入札に参加する入札参加者は、地方自治法及び同法施行令、津市契約規則、その他関係法令を遵守し、契約書、仕様書等（設計図書、図面、関係書類及び現場等を含む。）、契約締結に必要な条件及び下記事項を承諾の上、入札に参加すること。

記

## 1 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## 2 入札参加者に必要な資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 個別の案件ごとの指名から入札時までの期間において、本市から指名停止等を受けていないこと。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (5) その他、個別の指名において示す参加資格要件を満たしていること。

## 3 入札書の記載等

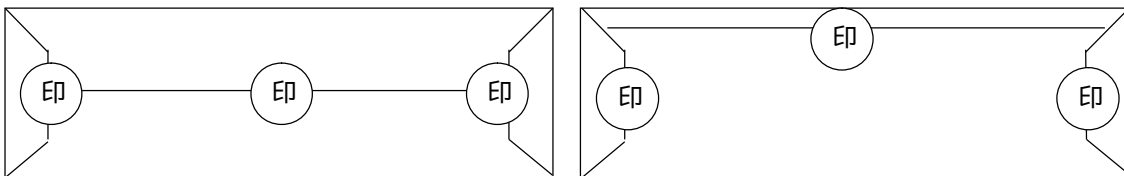
- (1) 入札書は、封筒に入れ、日付・入札者の所在地・商号（名称）・代表者氏名・押印（入札参加資格審査申請使用印鑑届出印）、入札金額等を鮮明に表示すること。
- (2) 入札金額はアラビア数字（1、2、3・・・）を用い、文字は楷書で記載すること。
- (3) 入札金額等は正確に記載し、鉛筆その他容易に書き替えが可能な筆記具等を使用しないこと。
- (4) 入札書を封入する封筒表面には、下記のとおり件名等を明確に記載し、裏面には届出印で原則3か所（ ）に封印すること。（下記封印例参照）  
（表面）

入札書在中 （あて先）津市上下水道事業管理者 件 名 商号(名称)
--

（裏面）貼合わせ部分（原則3か所）に封印をすること

【センター貼り（縦貼り）封筒の封印例】

【L貼り（スミ貼り）封筒の封印例】



封印については、事前に開封がなされていないことの証とすることを目的としていますので、封筒の貼合わせ部分に印影がわたるように押印するものとし、当該目的を達成できていれば、封筒の構造上3か所以下の押印で済む場合は3か所以下でも有効な入札とし、3か所以上に押印があっても目的を達成できていない場合は、無効入札となりますのでご注意ください。

- (5) 入札書を封入した封筒を郵送する封筒表面には、「入札書在中、担当課の郵便番号、所在地、担当課名」を明確に記載し、裏面には所在地、商号（名称）、代表者氏名を記載し、「一般書留」又は「簡易書留」により郵送すること。



#### 4 無効入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のないものを行った入札
- (2) 入札保証金の納付を求める入札にあっては、所定の日時までには納付しない又は額が不足して行った入札
- (3) 入札書に記載した金額その他が不明確な入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (6) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (7) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (8) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (9) 再度入札において、当該再度入札前の入札における最低入札金額以上の入札金額が記載された入札（この号において、売り払い等の入札の場合は、最低入札金額以上を最高入札金額以下に読み替えるものとする。）
- (10) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

#### 5 開札等

- (1) 開札は、開札日に通知した場所において行い、入札事務に関係がない職員2名の前で直ちに行う。
- (2) 入札金額の読み上げは、場合により上位何者かに限定することがある。

#### 6 再度入札等

- (1) 開札の結果、落札に至らない場合で、再度入札を行う場合は、後日再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、原則として1回とする。
- (3) 初度の入札に参加をしていない者は、再度入札に参加できない。
- (4) 初度の入札又は再度入札前の入札において無効入札をした者及び辞退を申し出た者は、再度入札に参加できない。

#### 7 錯誤の主張

入札書に記載した金額が、入札書の提出の完了から落札決定に至るまでに、表示上の錯誤（総価で決定するとき、その総価、単価で決定するときはその単価の桁違い等）であると判明した場合は、その主張をすること。

#### 8 入札書の書き換え等の禁止

一度提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

#### 9 入札の中止等

- (1) 入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等公正な入札の執行を確保することができないと認めるときは、入札を延期、中止等の措置をとることがある。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により入札（開札）を行うことができないと認めるときは、入札（開札）を中止することがある。
- (3) 入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用、郵送に係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

#### 10 入札の辞退

津市条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書にて入札参加資格があると認められた後に辞退する場合は、開札時刻までに担当課まで連絡すること。この場合において、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

ただし、入札参加意思確認書によって参加の意思を表明した後に辞退する場合は、入札書提出期限までに担当課まで連絡すること。

#### 11 入札書提出期限の厳守

指定した入札書提出期限までに入札書提出場所に到着しない場合、入札に参加することができない。

#### 12 落札決定後の契約辞退

落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、津市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止措置等を行う。

#### 13 異議申立て等

入札をした者は、入札後において、仕様書等（設計図書、図面、関係書類及び現場等を含む。）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 14 その他

この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。